

宮城野原広域防災拠点整備事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

平成26年2月10日
宮 城 県

行政活動の評価に関する条例第10条第1項及び同施行規則第21条の規定に基づき、宮城野原広域防災拠点整備事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

宮城野原広域防災拠点整備事業

2 事業の概要

本事業は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時には、他県からの広域支援部隊のベースキャンプや支援物資の流通配給基地、域外搬送拠点となるスペースが必要であることから、都市公園事業により宮城野原公園を拡張し、県内をカバーする広域防災拠点を整備するものである。

[参考]

予 定 地：仙台市宮城野区宮城野三丁目

敷地面積：A = 170,000㎡

建設費：300.0億円

事業規模

【事業面積】170,000㎡

【公園種別】都市公園

【主要施設】防災センター、ヘリポート、多目的広場・駐車場等（荷捌き場、野営場）

事業期間：平成26年度から平成32年度まで

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

広域防災拠点整備により、大規模災害時に迅速かつ的確に災害救助活動を行うことが可能となり、また、平常時には、公園、緑地として広く県民に利用されることになる。なお、事業実施の効果については、大規模事業評価の基準に従い、定性的、定量的に分析し、把握した。

4 評価の経緯

平成26年1月16日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会において「評価調書」をもとに2回の審議が行われ、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会から平成26年2月7日に答申を受けた。また、この間に県民意見聴取を実施したが、意見は無かった。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認める。」とされ、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として1点の意見が付された。

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会での2回にわたる審議と同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳しい内容については、「評価書」を参照）。

なお、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項）に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。